

第1章 計画の基本的な考え方について

第1節 計画の策定

1 計画策定の趣旨

我が国は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長、国民生活や国民の意識の変化等、日本の医療制度は大きな環境の変化に直面しています。

支えられる世代が急増し、支える世代が減っていく時代の中で、日本の医療制度の根幹である国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくために、国民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図っていく必要があります。

このための仕組みとして、平成18年の医療制度改革において、「医療費適正化計画」の制度が創設され、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）により国及び各都道府県に計画の策定が義務付けられました。

そこで県では、平成20年度から平成24年度を計画期間とする「群馬県医療費適正化計画」を策定し、医療費適正化に向けた取組を進めてきましたが、同計画が終了することから、新たな計画を策定し、さらなる取組を進めるものです。

2 医療費適正化計画の基本理念

「群馬県医療費適正化計画（第2期）」（以下、「この計画」という。）は、超高齢社会の到来を見据え、今後の医療の在り方を展望し、「県民の健康の保持」及び「医療の効率的な提供」に向けた取組を通じて、結果として「将来的な医療費の伸びの抑制」が図られることを目指す計画であり、次の3つを基本理念とします。

（1）県民の生活の質の維持及び向上を図るものであること

医療費適正化のための具体的な取組は、第一義的には、今後の県民の健康と医療の在り方を展望し、県民の生活の質を確保・向上する形で、良質かつ適切な医療の効率的な提供を目指すものでなければなりません。

（2）超高齢社会の到来に対応するものであること

平成24年現在、約1,500万人と推計される75歳以上の人口は、平成37年には、約2,200万人に近づくと推計されており、これに伴って現在は国民医療費の約3分の1を占める後期高齢者医療費が国民医療費の半分弱を占めるまでになると予想されています。

本県においても急激な高齢化が進む中、後期高齢者医療費の状況は、平成元年度の約800億円から、平成22年度には約1,950億円まで増加しています。

このような状況を踏まえ、医療費適正化のための具体的な取組は、結果として高齢者の医療費の伸び率を中長期にわたって徐々に下げていくものでなければなりません。

（3）目標及び施策の達成状況等の評価を適切に行うものであること

目標及び施策の達成状況等については、計画の中間年度及び最終年度の翌年度に評価を行うこととされています。目標の達成状況及び施策の進捗状況を評価し、必要に応じて計画の見直し等に反映させるものとします。

第2節 計画の基本的事項

1 計画の目的

県民の生活の質の維持・向上を確保しつつ、「県民の健康の保持の推進」及び「医療の効率的な提供の推進」により、結果として将来的な医療費の伸びの抑制が図られることを目指します。

2 計画の位置付け

この計画は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第9条に基づき、都道府県における医療費適正化計画として策定するものであり、第14次群馬県総合計画「はたけ群馬プラン」（平成23年度～平成27年度）の個別計画です。

3 国と都道府県の関係

国は、「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）及び「全国医療費適正化計画」を策定し、都道府県は、基本方針に即して「都道府県医療費適正化計画」を策定することとされています。

4 計画の期間

平成25年度を初年度とし、平成29年度までの5年間を計画期間とします。

5 計画に掲げる目標項目

次の項目について、それぞれ目標を設定します。

（1）県民の健康の保持の推進（生活習慣病の予防対策）に関する目標

- ①特定健康診査の実施率
- ②特定保健指導の実施率
- ③メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率
- ④たばこ対策

（2）医療の効率的な提供の推進に関する目標

- ①平均在院日数
- ②後発医薬品の使用促進

6 医療に要する費用の見通しの算出

群馬県の医療費について、動向を把握するとともに、計画期間における医療費の見通しを算出します。

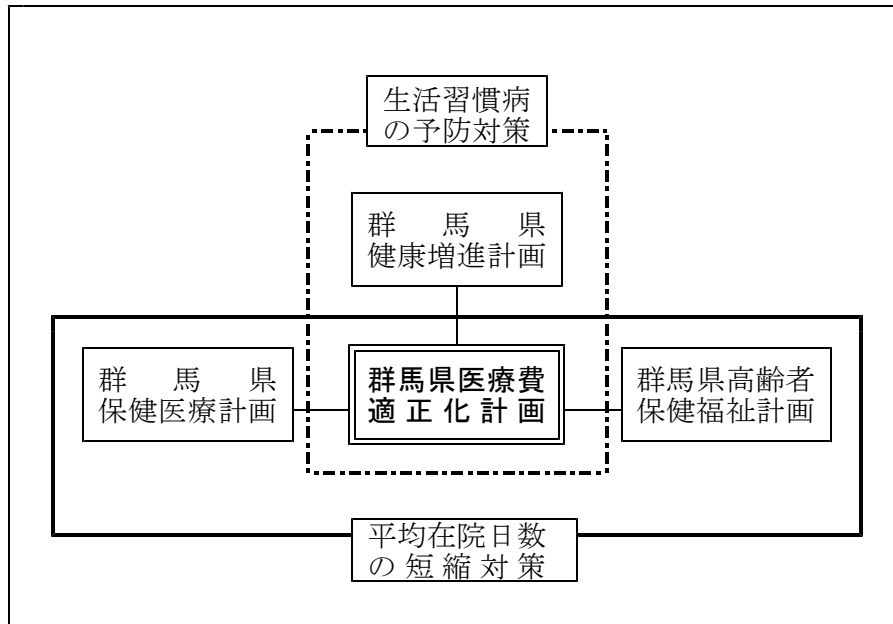
7 関連する計画

- ①医療計画・・・・・・・・・・「群馬県保健医療計画」
- ②介護保険事業支援計画・・・・・・・・「群馬県高齢者保健福祉計画」
- ③健康増進計画・・・・・・・・・・「群馬県健康増進計画」

※他に「群馬県がん対策推進計画」及び「バリアフリーぐんま障害者プラン5（群馬県障害者計画・第3期群馬県障害福祉計画）」があります。

この計画は、「県民の健康の保持の推進（生活習慣病の予防対策）」と「医療の効率的な提供の推進」を政策の2本柱とすることから、前者については、「群馬県健康増進計画」と、後者のうち平均在院日数の短縮対策の部分については、「群馬県保健医療計画」及び「群馬県高齢者保健福祉計画」と密接に関連するため、これらの計画と調和が保たれたものとしします。

図表1-1 他計画との関係図



8 計画の評価

計画を推進するため、定期的に計画の達成状況を点検し、その結果に基づいて必要な対策を実施する「PDCAサイクル^{*)}」に基づく管理を行います。

平成27年度に進捗状況評価（中間評価）を行い、評価結果を公表します。

平成30年度に実績評価を行い、評価結果を公表します。評価結果を踏まえて、都道府県の診療報酬の特例を設定することが可能となります。

*1 PDCAサイクル

Plan(計画)－Do(実行)－Check(評価)－Action(行動(政策への反映))の頭文字を揃えたもので、業務を計画的に、確実に進めるためのマネジメント手法のことです。